

一般財団法人青森県立木造高等学校後援会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県立木造高等学校後援会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県つがる市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、青森県立木造高等学校の施設及び設備の整備、生徒、教職員の研究助成及び福利厚生、並びに生徒の育英を図り、もって学校教育の成果の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青森県立木造高等学校の施設及び設備の整備
- (2) 生徒・教職員の研究助成及び福利厚生
- (3) 部活動の振興のための助成
- (4) 育英に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、つがる市内において行う。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で基本財産とすることを決議した財産をもって構成する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産に関してこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け）

- 第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経なければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときは、前項と同じ決議を経なければならない。

（会計原則等）

- 第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

（定数）

- 第12条 この法人に、評議員6名以上12名以内を置く。

（選任等）

- 第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員長は、評議員会において選定する。
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬）

- 第15条 評議員は、無報酬とする。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項を決議する。

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第19条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があったときは、理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第19条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款で特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、
評議員長及び議事録署名人に指名された評議員は、これに署名しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 25 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほ
か、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(種類及び定数)

第 26 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を
執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状
況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成す
ること。
- (2) 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の
状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類および事業報告等を監
査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、
又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるとき
は、遅滞なく、これを理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を
請求すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調
査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとき

は、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、この行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第 26 条第 1 項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 31 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第 32 条 役員の報酬は、無報酬とする。

(取引の制限)

第 33 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第 43 条に定める理事会運営規則によるものとする。

第 2 節 理事会

(設 置)

第 34 条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 第29条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき。

(招 集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

(合併等)

第 45 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第 46 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

第 6 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 48 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 49 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から執行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、増田教正とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、別紙役員(職)名簿に掲げる者とする。

これは当法人の定款である。

一般財団法人青森県立木造高等学校後援会

代表理事 増田 教正